

中澤達哉編

『王のいる共和政 ジャコバン再考』

竹 中 幸 史

『王のいる共和政』とはいささか違和感を覚える書名であるが、共和政と訳される *Res publica* 本来の意味を考えれば、さほど特異ではない。これに従えば、立憲王政もその系譜に連なるから、我われもこの体制に生きているといつて良い。むしろ本書は、序文で編者が示唆するように、この違和感の正体、すなわち本来、大きな含みを有していた「共和政」が、一八一―一九世紀にかけて、いかに「王のいない」体制を指すよう変化してゆくのか／ゆかないか、その概念の受容の多様性を扱っている。

執筆陣は革命、自由、共和政など近代世界が前提としてきた諸原理の自明性を問うが、先ずもつてその眼差しはフランス革命以前、近世ヨーロッパに向けられている。また複数の地域を比較する基準として「ジャコバン」ないし「ジャコバン主義」が採用されている。その理由について近藤和彦は序章で次のように整理する。まず近世への注目は、一八世紀の政治に関わった者たちの共和国や共和主義の構想が、近世における国政、共和政、公共善に関する議論を踏まえていたためである。次いでジャコバンの採用については、本書がフランス革命期の山岳派（狭義のジャコバン派＝ジャコバンA）の活動と、それ以外の広域のヨーロッパの自

称・他称のジャコバン（ジャコバンB）の運動双方に注目しつつ、同時代の後者の広い地平に、前者を置きなおして歴史的に考察しようとするためである。総じて本書は共和政概念の変遷を経糸、ジャコバンの受容を緯糸にして、これまでの近代ヨーロッパにおける「革命」と「自由」の、ややもすると一面的で単調な図柄の刷新を図る試みといえよう。以下では、まず各論考を略述してコメントを付そう。

第一部「ジャコバンの諸相」の第一章（森原隆著、以下同）は、前半において一八世紀フランス政治思想によるオランダ共和政への評価、特にこれに肯定的評価を与えたダルジャンソンの著作を分析し、後半では、フランスの事情を自由かつ詳細に掲載したオランダの新聞、特に『ライデン・ガゼット』について述べる。ダルジャンソンの共和政理解がモンテスキューとルソーの中間に位置づけられること、オランダの新聞のフランスへの流入、そしてフランス王権のジャーナリズム統制が整理されていて興味深い。ただ前半部と後半部の関係は判然としない。また旧体制期のジャーナリズムと革命のそれとの「共謀」、パトリオットと革命以降のジャコバンとの関係はいささか分析が性急だろう。

第二章（中澤達哉）は、ハンガリーのジャコバン、なかでも当時、王国官房書記を務めたハイノーツィの行動と共和国理解の伸縮が検討される。一七八〇年代にヨーゼフ二世の政策の支持者であり、啓蒙思想と自由主義に強く感化されていた彼は、九〇年には古来の混合政体たる選挙王政を近代的に読み替えて復活せんとしていた。しかし九三年八月に彼は「世襲王政の」共和国を、さらに九四年五月には民主政の共和国を唱えるに至る。著者は、こ

のハンガリー・ジャコバンの共和政思想の淵源を、一六世紀のレスブリカ論に受け継がれた古代ローマ共和政理解、初期ロベスピエールの共和政思想、そしてカント哲学に求める。また「王のいる共和政」の源流を、政治的人文主義による古代ローマ共和政の近世的再解釈として、これが啓蒙君主政の継続を正当化するためのイデオロギーとして機能したと主張する。以上を踏まえ、より大きな問題が提起されているが、これについては後述しよう。

第三章（阿南大）では、オーストリアのジャコバンのリーダーであったリーデルの行動が論じられる。主に分析されるのはリーデルの憲法草案と、彼の裁判のきっかけになったフランツ二世世治下のパンフレットである。リーデルの思想がいずれも反貴族性を特徴とするゾネンフェルスやリヒターら王党派知識人を介したドイツ啓蒙の論理（君主政体）と、イタリア都市共和主義（議会主義）を水脈とし、これらがルソーの再解釈を通じて練り上げられたという主張は明快だが、トスカナ統治の経験がリーデルに与えた影響については明示的ではない。またリーデルの思想の醸成期として啓蒙改革期を重視しているが、ジャコバンAの影響はいかなるものだったか。

ポーランドのジャコバンを扱った第四章（小山哲）は、目配りの効いた論文で説得的である。本論の主役であるバヴリコフスキの思想遍歴が大西洋革命のなかのポーランドの政治的・社会的・思想的変動に位置づけられ、さらにはそれがいくらかの偶然・偶発的事件に左右される様子（常にオルタナティヴが胚胎する可能性）が描かれているからだろう。ここでは本来、非特権身分の社会的地位向上を最優先の政治課題とし、ポーランド革命時には国

王を「共和政の専制」から農民や市民を守る守護者として位置づけていたバヴリコフスキが、第二次ポーランド分割を機に「王のいない共和政」支持者へと方向転換したこと、また彼の独立回復の戦いの様子が具体的に述べられる。特権として捉えられていた「自由」が自然権としてのそれへと彼の中で意味を変えたこと、さらにバヴリコフスキが重要な武器として「言論」を取り上げていることなどは、刑罰に関するベッカーリアの議論と共に、当時の知識人を取り巻く「知」の共有を思わせるものである。

第五章（正木慶介）はイングリランド・ジャコバンの活動、特にその国制論について、一七九〇年代における急進主義の主軸を担ったロンドン通信協会（LCS）の活動と言説を例に分析する。この協会は、英仏開戦による世論の鎮静をさけるために、スコットランドとアイルランドで開催されていた国民代表大会と連携するが、これがブリテン国民代表大会へと改称して、運動は拡大してゆく。その運動は国王への期待がかなわぬことで収縮してゆくが、そのなかでもLCS主流派による名誉革命や自然権思想の援用など、「王のいる共和政」論者は現実の政治に即した柔軟性を有していたのである。リーダーの言説分析が中心だが、活動が下火になる時期に出された諸提案が一九世紀に開花することも指摘し、ジャコバンの中長期的影響を捉えた好論といえよう。

続く第二部「一九・二〇世紀の転回」には、五編の論文が収められている。第六章（古谷大輔）ではスウェーデンにおける身分制度解体を進行させた君主主導の革命（一七八九年）と、議会主権の方向性を決定づけた革命（一八〇九年～一〇年）という二つの革命を軸に、当地で「ジャコバン」と名指された者たちの歴史

が語られる。彼らの多くは、ウツプサーラ大学で結成された学生団体「ユンタン」において共に言論活動を行っていた。フランス啓蒙とカント実践哲学の思想を継いでいた彼らは、自らの言論活動と秩序破壊的・専制的なフランス・ジャコバンとの間に一線を画しており、権力の乱用を批判していた。また一八〇九年以降、かつてのユンタンのリーダーの一人イアルタを委員長とした憲法起草委員会は三権分立を確立したのだが、これは、一七八九年の革命体制の継承だけでなく、混合政体の適正な状態を実現させることを目指した、「自由の時代」以来の国制を巡る議論の延長上に導き出されたという。スウェーデンの「ジャコバンの革命」はフランスとは対照的な、あるいは九一年憲法成立を思わせる、緩やかな改革であったといえようか。

第七章（小原淳）は、一八四八年前後のドイツで最左翼に陣取り、革命に積極的に関与した哲学者ルーゲの思想的軌跡を追う。そのテキスト『プロイセン絶対主義とその発展』においてルーゲは、一八〇六年以降の君主政の発展を前提に「共和政的君主政」が到来するとしているが、著者によれば、この君主と国民の協調というモチーフ、国民の陶冶の実現、フリードリヒ賛美は、カント以来の伝統の延長である。またフランクフルト国民議会議員を経たルーゲは革命末期になると民主主権の確立にむけた国家と社会の全面的な変革を要求しているものの、恐怖支配やテロリズム、「暴徒化した人びとが撒き散らす恐怖」と民主制との連関は拒否し、やはり君主政存続の可能性を否定していなかったのだった。四八年の最左派が意外なほど穏健である印象を受けるが、彼は同時代のフランスをどのように見ていたのだろうか。

第八章（小森宏美）はエストニア、特にタリンの血の日曜日事件（一九〇五年一〇月一六日）以後のエストラント県において各地の郷民が宣言した「共和国」の問題を扱う。著者は「共和国」という言葉が農村部で使われることになる過程の意味に目を向けるべき」として、当地における「自由」の意味の可変性、また身分制社会における自由を維持しようとする特権階層側と、権利として本来有している自由を勝ち取ろうとする側とのせめぎあいを描こうとしているが、成功しているとは言いがたい。というのも、史料の欠落ゆえに、血の日曜日事件以後、ロシアの民主主義的共和国の必要性を説く一派の決議の情報を聴いた郷の代表たちの詳細な動きは、最後まで明らかにならないのである。根本的な理由により、この考察を深めることは難しいのではないか。

第九章（池田嘉郎）では、一九一七年のロシア革命における国制選択の推移において、主要政党が一九世紀までの立憲君主政、共和政、ジャコバン独裁の概念を頻りに参照したことが示される。第三共和政の在り方を支持したカデット、大統領制に否定的で、議会に行政権力を帰属させようとしたメンシエヴィキなどに対し、ボリシェヴィキはジャコバン独裁を模範としていた。また十月革命を経て成立したソヴィエト共和制は当時争われた複数の国制モデルの特徴を持っていた。例えば、ソヴィエト大会が国権の最高機関であることはジャコバン独裁と類似的だが、この大会が政府である「人民委員会議」も選出し、この会議がソヴィエト大会に対し責任を負う点では、第三共和政と共通する。しかし人民委員会議は行政権力と立法権力を併せ持つ点では、一九〇六年憲法以前の専制権力や臨時政府における最高機関のように強力である。

著者は、ヨーロッパ史の経験が各党派の立場をより明確にし、政治闘争を方向づけ、かような権力を構成せしめた主張するが、ジャコパンの影響を直接ではなく、一世紀以上の受容の展開、連鎖史の文脈に置き直す考察は巧みである。

終章において高澤紀恵は、本書の射程を的確に述べている。本書の前身ともいえる『近世ヨーロッパの東と西——共和政の理念と現実』（小倉欣一編、山川出版社、二〇〇四年）よりも扱う空間（全ヨーロッパ）と時間（一八世紀後半〜二〇世紀前半）が拡大したこと、これに伴いヨーロッパ全域に共有される情報と人々のネットワークが活写されていること、一方で、ジャコパンを名乗ることと名指されることの差や用語の意味のズレを指摘し、これらの問題に迫るには人びとの実践の分析が欠かせないと評している。評者の意見もこれに尽きているが、以下では屋下屋を架すことを承知のうえで、残された課題についても示したい。

第一の課題は、どの論考もフランス革命期の多様なジャコパンをジャコパンA（山岳派）に一括・同定し、それぞれの地域のジャコパンBとの比較、あるいはその摂取・利用を意識した筆致になっていることである。しかし当の山岳派は政局の中で自然発生的に生まれた集団であり、その面々も構成も多様で流動的である。無論、綱領もない。ロベスピエールがジャコパンAなら、彼に批判的なダントンやエベールもジャコパンA、ロベスピエールを倒した一派にもジャコパンAがいたのである。サン・キュロット、ジャコパン独裁や恐怖政治のイメージの多くが虚像であると指摘されて久しいことを想起すれば、本論集のジャコパンBは、「捏造された」ジャコパン、よりはっきり言えば存在しないジャコバ

ンAの姿に突き動かされた事例として考えるべきかもしれない。

そもそも、なぜ一七九三年〜九四年のジャコパンAとの比較なのだろうか。例えば五年以降のジャコパンBの多くは、ロベスピエールを避けるべきジャコパンとしてみているようだが、同時期のバブーフやネオ・ジャコパンには言及しないのか。そうならば、なぜなのか。あるいは一九世紀半ば以降の各国のジャコパンBへの影響を探るならば、同時代のフランスの左派勢力（仮にジャコパンAとする）によるそれを考察すべきではないか。一九世紀の左派勢力は一国を超えた影響力を有したはずだが、第九章以外は、これらとの関係を踏まえていない。どの論考もロベスピエールの影を追っているように感じられる。

第二に、各論考が政治社会と国制を巡る議論を重視するがゆえに、実践に関する分析が手薄であることはやはり述べなければならぬ。革命期のジャコパンの政治・社会・経済思想は何より実践の中で醸成されたものである。そしてジャコパンの特質は党派の名称に負うジャコパン・クラブと地方支部との間のネットワークを通じた「世論」の動員力とそれぞれの政治活動にある。政治議論、公教育、自治体人事への介入、治安維持、そうした数多の諸実践を抜きに、ジャコピニスムを語れるだろうか。本論集でもジャコパンの行動に関して触れた論考がなかったわけではない。第四章、五章は、ラ・マルセイエーズやサ・イラといった政治文化の伝播や実践に触れている。第一章のジャーナリズム、三章で示されたフリーメーソン、非合法結社の活動はいずれもジャコパンとの関連を思わせるし、五章の左派運動の協力体制は地方ジャコパン・クラブの連携、フェデラリスム要素を直ちに想起

させる。今後、より立体的にジャコバン像を立ち上げらせるには、各地のジャコバンBがジャコバンAの実践の何に学んだのか、考察すべきだろう。

第三の指摘は、本書の基本的姿勢に関わる。本書は、共和政と君主政を対立概念として捉える発想を超越する視点を打ち出している。しかしフランス史とくに政治文化史の研究においては、かねて両者の連続性が指摘されている。例えば、革命後期の教育法であるドヌー法は帝政期以降のエリート教育重視の潮流を基礎づけたし、地方行政制度は革命期の設計を軸に帝政期以降、その大枠が定まった。また革命祭典が終わってもナポレオンは国家式典を創り出し、聖ナポレオン祭を挙げて自身の誕生日を毎年祝賀させた。そして復古王政期以降の国王もこの「新しい伝統」を継承している。第二帝政期における聖ナポレオン祭復活は言うまでもないが、この祭典が第三共和政期の七月一四日の祭典の雛型になったことは既に通説である。本書は思想に注目するがゆえに、君主政と共和政の意外な近似性を強調するが、政治文化における連続性は各国史では指摘されていないのだろうか。

くわえて編者の中澤氏は、自身の実証研究に基づいて、以下の提言を為している。すなわち民主権論の再検討を図るため「山岳派による主権の統一を求める中央集権的共和国型とハンガリー・ジャコバンの主権分散を求める民族・国民別の連邦共和国型」を「今後の近現代史を再吟味するうえで重要な論点」とすること、次いで共和主義的伝統を大西洋圏に特化する従来の言説構成の在り方を相対化する必要性である。複合／礫岩国家で実現される共和主義を近代共和主義に至るもう一つの水脈とする同氏な

らではの発想であり、一考に値しよう。しかし二つの類型化された共和国の間に無数のグラデーションが存在することは容易に想像できるうえ、そもそも山岳派＝ジャコバンAの共和国を、理念はともかく、前者のモデルとして措定してよいのか。先述したように、本書の執筆陣はフランス型共和国、ジャコバンA型国家を固定的に捉えずではないか。仮に二つの型を見るとしても、その比較は言説ではなく、やはり政治的实践に基づくべきだろう。

最後に、評者の専門とするフランス近代史の観点から「王のいる共和政」を考えてみよう。実のところこの課題は古くて新しい。言うまでもなく第一共和政の第一統領が「共和国皇帝」になり、第二共和政大統領も同じく皇帝となったからである。

ただこの連続性は何も制度だけの話ではない。ナポレオン死後、彼が素晴らしき為政者だったとする俗説、いわゆる「ナポレオン伝説」の台頭が見られたのだが、この伝説の強力な支持者の一つは旧ジャコバン派（ジャコバンA）であった。復古王政以後、鬱屈した思いでいる旧ジャコバン派は、パンジャン・コンスタンやラス・カーズの著作によって皇帝の「真意」を知り、あるいは第一統領時代の事績や一八一五年に発表した自由主義的改革を高評価するティエールの歴史書によって、希望を与えられた。彼らはナポレオンに八九年の原理の守護者の姿を見たのであり、ここにジャコバンの抱く「革命の記憶」と「ナポレオン伝説」の融合、あるいはジャコバン共和主義とボナパルティズムの政治的・思想的共存とでもいうべき現象が具現化したのである。例えば、一八二八年八月一日、Malméでは市民らが聖ナポレオン祭を挙行し、「共和国万歳」と叫んで逮捕されている。七月王政下の

Sep. 2005.

Moulin-Engilbertでは、自治体が聖ナポレオン祭を皇帝像の前で定期開催しているのだが、この像には「フランス革命を統べることに成功した運命の男」と記されていた。一八四〇年代、各地で黙認された聖ナポレオン祭は、革命の原理と可能性を想起させるものとして祝賀されていたのである^①。

またルイ・ナポレオン・ボナパルトの家庭教師はフィリップ・ルバという人物だが、同姓同名の彼の父はロベスピエールと共に死した国民公會議員であり、母はロベスピエールが下宿していたデュブレ家の末娘である。後にこの熱狂的共和主義者とルイ・ナポレオンは引き離されるが、彼のカルボナリとの関わりやクーデタ後にあっても当初彼が皇帝即位を拒んでいたことはよく知られている。評者には、これらの趨勢と動向に、ジャコバンAという本来「王のいない共和政」支持者がナポレオン伝説を媒介にして「王のいる共和政」へ至り、そして第二共和政の後の第二帝政という「王のいる共和政」を経て、一八七〇年「王のいない共和政」へと三たび歩みを進めた道、我われにとって未踏破の道がおぼろげながら見えているように思われる。この問題に直ちに答えることは評者の手に余るが、各国のジャコバンBも、それぞれのナポレオン伝説を有していたのではないか、あるいは一九世紀以降の「王のいる共和政」の水脈にナポレオン伝説が流れ込んでいるのではないかと考えるのである。

① Sudhir Hazareesingh, *The Legend of Napoleon*, London, Granta, 2004 ; Sudhir Hazareesingh, "Napoleonic Memory in Nineteenth-Century France: The Making of a Liberal Legend", *MLN*, 120-4,

(A 4判 二〇三頁 二〇二二年六月)

岩波書店 税別三二〇〇円)

(山口大学人文学部教授)